

森林環境譲与税とは？

■お問い合わせ
産業振興課 林業振興係
☎ 4-2511 内線233
☆ 4-2511 2

下川町は面積の約9割が森林のまちです。この豊かな森林が私たちの生活を支えています。現在の豊かな森林資源があるのは、先人が植えてくれたおかげでもあります。

このような豊かな森林資源を将来にわたって維持できるように「森林環境税および森林環境譲与税に関する法律」が平成31年4月に施行され、これに基づく新しい税が創設されました。



溪和町有林から市街地方向を望む

○森林の役割

森林は、木材の利用や二酸化炭素の吸収、レクリエーションでの利用など、私たちに広く恩恵をもたらしています。林業・林産業が基幹産業である下川町でも、雇用の場や木材の利用などで森林が様々な場面で活用されてきました。

しかし、近年は木材価格の低迷や森林整備の担い手不足などの課題が出てきています。また、将来的には森林所有者の高齢化などによって管理が行き届かない森林が増加する可能性もあります。

○森林環境税とは？

このような状況の中、創設されたのが「森林環境税」です。森林整備に必要な地方財源を国民一人ひとりが等しく負担して森林を支える観点から、課税されることが決まりました。

令和6年度から個人住民税均等割と併せて、国税として年額1,000円を市町村が徴収しています。

○森林環境譲与税とは？

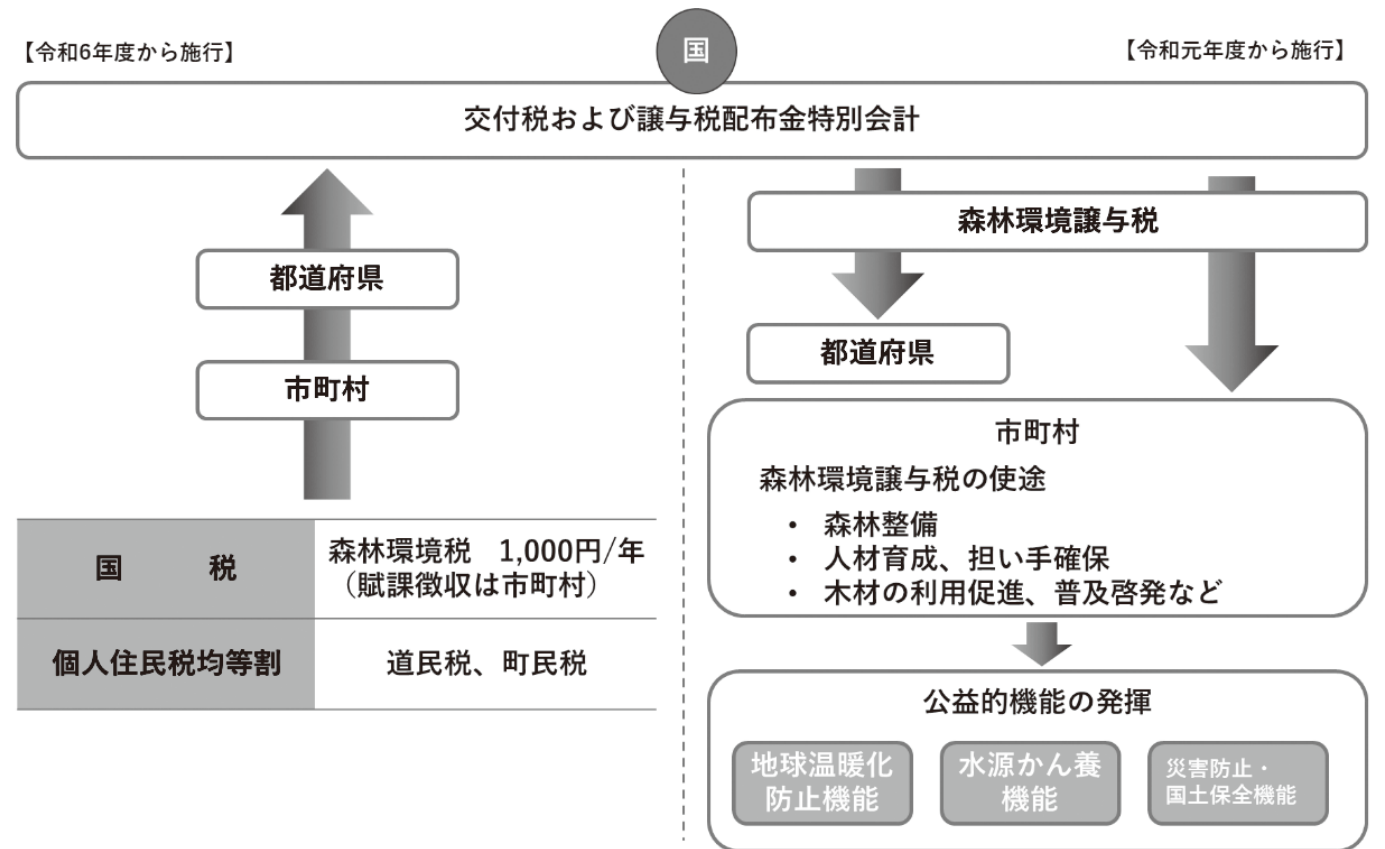
国に一旦集められた森林環境税をもとに、市町村と都道府県に再配分するものが「森林環境譲与税」です。喫緊の課題である森林整備の促進に対応するため、森林環境税の課税に先行して、令和元年度から前倒しで譲与され、活用されています。

○森林環境譲与税とその使い道

森林環境譲与税の使い道は、法律で定められており、都道府県では「市町村の支援など」に、市町村では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備およびその促進に関する費用」に充てることとされています。

下川町がこれまでに活用した森林環境譲与税は下表のとおりです。なお、国が行う譲与税の配分は、私有林人工林面積と林業就業者数、人口を基準に割り振られるため、本町の場合、町への譲与税額が町民の納付税額を大きく上回ります。

		令和元年度 (千円)	令和2年度 (千円)	令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)
森林環境譲与税		7,981	16,960	16,944	21,420
森林環境譲与税充当額		7,981	16,960	16,944	11,920
内訳	① 森林所有者への補助	4,601	6,747	7,469	5,382
	② 植樹祭の開催	190			216
	③ 溪和森林公園の管理	79	311	391	
	④ 森林認証林の維持	497	885	843	603
	⑤ 特定母樹園の整備	1,661	2,822	761	
	⑥ 林業担い手の確保支援	92		153	433
	⑦ チェンソーアート大会支援	861	475	455	
	⑧ 森林GISシステムの維持		2,956	545	
	⑨ 林道の維持管理		400	4,352	4,567
	⑩ 原木ストックヤードの管理		2,364	1,677	719
	⑪ 東京2020大会選手村提供木材後利用事業			298	
	⑫ 基金積立				9,500



ここからは、本町が取り組んでいる、譲与税を活用した事業の一部について紹介していきます。

①森林所有者への補助

森林の適切な整備を促進するために、森林所有者が行う除間伐や植林について補助をしています。

②植樹祭の開催

町民の方々に森林への理解を深めていただけるように植樹祭や林業体験のイベントを開催しています。

④森林認証の維持

森林認証を取得し、認証を維持することで適切に管理された森林経営を行っています。森林認証制度とは、供給者・消費者のどちらでもない第三者機関が、「森林経営の持続性」と「環境保全への配慮」などについて審査・認定する制度です。町有林では2003年に森林認証を取得し、森林認証の基準にあった森林管理を行っています。

⑤特定母樹園の整備

伝統的に優れた品種であるクリーンラーチの資源確保に繋げるため、公営採種園の整備・管理をしています。

⑥林業担い手の確保支援

林業・林産業の人材を育成・確保するために、旭川農業高等学校森林科学科の実習を受け入れています。

⑨林道の維持管理

林道を適切に管理することで、災害の未然防止、森林施業の効率化を図っています。

⑩原木ストックヤードの管理

新型コロナウイルス感染症の流行で経済が停滞した時、滞留した原木の一時保管場所として、原木ストックヤードを国有林と共同で整備しました。原木ストックヤードを整備することにより、木材需要が低迷する中でも伐採事業を行うことができ、翌年度以降の造林事業の継続を図ることができました。

⑫基金積立

将来の公共施設等への木材利用を見据え、基金として積立をしました。しかし、譲与税創設の趣旨からすると、無計画な基金積立は推奨されていません。



優良な苗木を生産するために必要な種子を採種するための木を育てています



旭川農業高校生の実習の様子、木の太さを測り、森林の状況を把握している様子



林道の草刈、修繕を行うことで、長期的に利用できるように取り組んでいます



緑町にある原木ストックヤードで丸太を保管している様子



伐採作業の様子
伐採された木材は町内の製材所等で加工されます



植林作業の様子
伐採後の場所は植林することで将来にわたり森林資源が活用できます

下川町では、森林環境譲与税の活用による森林整備促進の取り組みを進めることで、豊かな森林資源を次世代に残せるように取り組んでいます。森林や林業に関する相談は産業振興課林業振興係で受け付けていますので、お気軽にお問合せください。

■お問い合わせ
産業振興課林業振興係
☎ 4125111 内線233
☆ 41251112

